

宗教学の公共性

—「公共宗教学」は可能か—

平良 直（倫理文化研究センター専門研究員）

序—宗教学の公共性、関心と背景

本稿は表題にある通り、宗教学の公共性について考察する。この表題に対して、疑問を持たれる人も多いだろう。宗教学は学問の一分野としてすでに認知されており、いまさらその公共性を問い直すということはどういうことだと。どのような学問も広く認知され、たとえば大学で学として教えられようになっているれば公共性があるのであり、「宗教学」も日本宗教学会という宗教学、宗教研究者の学術団体が存在するのだから公共性があるのは当然なのではないかという認識である。表題に対するこのような疑問が生じるのは当然だろう。どの学問も社会的に認知されていれば公共性を有しているという認識は間違っていない。宗教学・宗教研究に関わる者も、みずからの学問への取り組みの公共性をそのような形で意識しているといっていよう。学問従事へのこの素朴な公共性意識のもと各専門研究者たちは、自己の学問のディシプリン（学問的規律）に即して研究を行っている。しかし、そのディシプリンの性質によっては自らの学問のもつ公共性を十分発揮できないことがあり得る。たとえば、対象の価値へのコミットメントや対象の価値評価からデタッチしたかたちで客観的記述に努めることが研究に求められる場合は、研究そのものの公共性は後景へと隠れ、専門化された議論に終始する閉じられた言説となってしまう。宗教学、宗教研究においてはこのことが顕著であり、対象の宗教現象や、その現象を生きる人々の「価値や真理」への関わりの記述は、研究者の価値判断ができるだけ排除されるべきであるとされる。

このことは宗教学の学の成立の事情に関わることでもある。簡潔に記すと、宗教学はマックス・ミュラー（1823-1900）以来、西洋が非西洋世界の宗教と出会う過程で、キリスト教神学から分かれる形で非西洋世界の宗教現象も同等に扱う学として展開してきた学問である。人文学の一領域として比較・現象学・解釈学的探究、社会科学的研究などを通して人間と宗教の問題を追究してきたのが宗教学である。研究者によって立場はそれぞれであるが、概ね神学・哲学といった規範的学ではなく、対象に対して記述的であろうとする特徴がある。たとえば宗教学の一分野として、宗教社会学があるが、これを例にとると分かりやすい。マックス・ウェーバー（1864-1920）、エミール・デュルケーム（1858-1917）を画期として「科学」としての社会学的宗教研究が19世紀にはじまるが、ウェーバーやデュルケームの社会学的宗教研究は「価値自由」における研究者の価値判断排除や社会実在論からの客観性の重視が方法論的に採られる。無論、研究の記述において「かくあるべき」といった「べき」性や価値評価は排除される。宗教という対象は「価値」や当為に満ちているため、研究者が方法的態度に留意しなければ、容易に「護教論的」「擁護的」言説へと陥ってしまうことが警戒されるのである。あるいは逆に、研究者の価値的意見の混入は、対象を生きる人々への批判として受け止められることもある。かくして宗教の研究者は価値判断に神経症的に敏感になり、研究者自身の価値や抱いている当為的意見は禁欲的に封じられる。

とはいえ、しばしばウェーバーの価値自由の解説などに見られるように、それはウェーバーの論が紹介された当初から「価値判断の全面禁止」ではなく、「社会学者が何らかの世界観をもち、特定の実践的立場に立ち」「何らかの是非善悪の判断や信念をいだくことは、当然である」とされ、そうでなければ「研究すべき現実の事象の選択や、いわゆる問題意識の形成の段階において、学者は、何らかの信念や価値判断に導かれざるをえない。そうでなければ、彼は研究に価する事柄を選択することができないであろう」とされてきた。ウェーバーの価値自由は、ひとつは経験科学としての厳密性を担保するために主張されたものであることと、もう一つは講壇の上から教師が預言者的に、価値を反論の自由のない学生に押し付けることを戒めたものでもあったとされる。

研究者はその社会の価値や状況から無関係であることはできず、その社会のなかで問題を発見し、研究に価する対象を見出す。その研究の意味や意義、あるいは内容は公共空間のなかで評価され討議の材料になればよいのであるが、しばしばそれは専門化集団内の枠のなかでしか問題にならないということになりがちである。または、社会的な問題への異議申し立てを含むような研究は、政治性を持ったものとして、あるいは私的な主張としていわば色のついたものとして見られがちである。宗教に関わる社会問題を扱った研究はあるが、それを公共的観点から議論する方法論が十分整っていないため、禁欲的なデタッチメントの態度のなかで、学問はそれ自体が公共性を有する、という素朴な公共性のなかに収束することになっているのが宗教学・宗教研究の現状である。熟練した宗教学者のなかには、その専門性をいかして社会問題に幅広く発言をし、あるいは研究対象の宗教集団や教団にアドバイスを行ったりする研究者もいる。しかしながらそれはしばしばバックヤードで行われ、非公式のものとして認識されている。そして、それは興味深いことに、非難されること、というよりはむしろ、いわば達人技の範疇の事柄だと理解されている。この「非公式」のなかで行われている「擁護(advocacy)」的な研究者の営みを、公式のもの、言い換えれば、公共的なアリーナで行う事はできないのだろうか。本稿表題の設定はこの問いを背景にしている。

研究者集団、学問の専門家の営為がどのように広く社会のなかに還元されるのか、いかに公共的な問題へと接続されるべきかが問われているのが現代の状況である。種々の学問領域のなかで「公共」を冠した学が展開してきている。人文諸学でいえば、公共哲学に関しては多くのまとまった研究がなされてきている。また宗教学・宗教研究の近接学問である民俗学において公共民俗学が提唱され、米国の人類学者たちのなかから起こった公共人類学などがある。社会科学においても公共社会学はすでに存在する。公共を冠した学の展開は諸学で起こっているが、宗教学・宗教研究領域において「公共」宗教学、「公共」宗教研究の議論がまだないのはなぜなのか。「公共宗教学」は可能なのか。あるいは「公共宗教学」という名を冠さずとも別の形で可能なのか。このことを考察するのが本稿の目的である。

この問題はこれまで論じられてこなかったそれなりの理由があることが予想される。それゆえ、大きな問題であり、本小論ですべてを扱えるものでないこともまた明らかである。まずは、大まかなスケッチにとどまらざるを得ないが、考察を深めていく嚆矢としたい。